

サブリース物件の相続を考える

2024年8月18日(日) 10:00~12:00

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

横浜
駅近5分

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

JR横浜駅西口 徒歩5分 info@fp-kanagawa.com

不動産運用の経験がなくても手軽に始められる。相続税対策にもなる。親が始めたサブリースによる賃貸アパート経営ですが、あなたならどう相続するでしょうか。

不動産業を営む気はないので契約を解除しようと専門家に相談してみると、簡単にはできないケースが多いとのアドバイスを受けました。なぜなのでしょう？ では賃貸経営を引継ぐしかないのでしょうか。

実はこれは講師自身が直面した問題です。

今回は、サブリース物件の相続に必要なチェックポイントと対策について、実例を元に解説してまいります。

講師： 組合理事 長尾 孝士

ワンコイン (500円) セミナー

予約先着15名

主催：神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合です。内部の組合員と経済行為を行うだけで外部の第三者と取引を行わない非営利の団体です。非営利団体という意味では、特定非営利活動(NPO)法人と類似の団体です！(生産協同組合としての企業組合に営利性があるので中協法には一般的に非営利を謳えないだけで、利用協同組合としての事業は、歴とした非営利団体です。中協5条1項4号で出資配当をするときは出資配当の上限が制限されています。)

〈お申込み・お問合せは裏面へ〉



“セミナー” お申込み方法

サブリース物件の相続を考える 講師:長尾 孝士

開催日:2024年8月18日(日)

開催時間:10:00 ~ 12:00

会場:神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

お申込みは以下の3つの方法からお選びください

電話の場合

045-315-0121

(電話受付時間 9時~17時、土日祝日を除く)

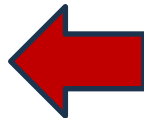
ホームページから

<http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

QRコードの場合

申込締切

8月15日(木)



スマホからの申込みの場合、
QRコードをお使い下さい。
「お申し込みはこちら」を
クリック

お問い合わせは

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階

TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122

URL: <http://www.fp-kanagawa.com>

E-Mail: info@fp-kanagawa.com